

# 非難感情の低下は受容的態度を高めるか —逸脱的行為者の生い立ち情報の効果—

武田 拓海

## 【序論】

本研究の目的は、生い立ち情報によって逸脱的行為者への非難感情を低下させる介入が、行為者への受容的態度も高めるかどうかを検討することである。

人は社会規範から逸脱した行為を目撃した際、当該行為が意図的で不当であると判断すれば、その行為者を強く非難し、場合によっては懲罰的な対応を支持することが多い。しかし、懲罰的な対応は逸脱的行為の再発抑止には効果が無いことが指摘されている(Cullen et al., 2011)。再発の抑止には、むしろ行為者が支援的な対応を受けたいうえで、周囲から受容され、社会活動に参画できることが重要となる(Hirschi, 1969)。

こうした背景から、Gill & Cerce (2017)は逸脱的行為に至った生い立ち(e.g., 幼少期の虐待被害による偏った信念の形成)を説明することで、行為者に対する人々の態度が変容するかどうかを検証した。一連の実験の結果、生い立ち情報によって行為者への非難感情が緩和され、悪意のある処罰動機づけ(e.g., 皆の前でバカにすればいい)が弱まる一方で、戦略的な処罰動機づけ(e.g., 専門家の診察を受けるべき)は維持されることが示され、行為者の社会的受容に対して有望といえる結果であった。

しかし、Gill & Cerce (2017)は受容的態度を直接測定しているわけではない。そこで本研究では、Gill & Cerce (2017)を追試するとともに、生い立ち情報が社会的距離(関わってもよいと思える距離感)を縮小させる効果を持つかどうかを検証する3つの研究をおこなった。

## 【各研究の概要】

研究1では、まず予備調査で社会的距離の測定項目を選定した。その後、Gill & Cerce (2017)実験6に基づいて、職場での逸脱的行為を題材に、生い立ち(虐待)の説明が非難感情、処罰動機づけ、社会的距離に与える影響を検討した。研究2aでは、行為の背景として虐待の他に、脳腫瘍があり感情の制御が困難とする生物学的要因、極度に特別扱いされて育ったとする過保護も追加することで、背景の種類による違いを検討した。研究2bでは虐待に関して追試をおこない、一部の再現性を検証した。最後に、研究3では逸脱的行為の場面を職場から地域社会に変更することで、文脈による違いを検討した。

## 【方法】

基本的な実験デザインは、逸脱的な行為のみを説明する条件と、その行為に至った背景を追加で説明する条件のいずれかに参加者を割り当て、シナリオの人物への印象評価を比較するというものである。行為の説明としては、周囲の人々を侮辱ばかりしている、という内容を中心に扱った。それに対して、虐待／生物学的要因／過保護条件ではそれぞれ上記のような説明を追加した。

非難感情、悪意のある処罰動機づけ、戦略的な処罰動機づけは Gill & Cerce (2017)を参考に作成したリッカート尺度を使用した。社会的距離については、シナリオの人物が戦略的な処罰を受けたという教示のもとで、「同じ部署で働く」「二人でプロジェクトを担当する」など、距離感の異なる社会的状況をどこまで受け入れられるかを回答させることで許容できる距離感を測定した。

## 【結果と考察】

非難感情と悪意のある処罰動機づけについては、生い立ち情報による低下が見られた研究と見られなかった研究が混在し、Gill & Cerce (2017)が一貫して再現されたわけではなかった。この理由として、日本は緊密な社会規範を持つことから(Gelfand et al., 2011)、逸脱に対して比較的厳格な態度をとる傾向があり、生い立ちを知っても一貫して態度が変化するとは限らないと考えられる。

戦略的な処罰動機づけにはどの研究でも生い立ち情報による有意な影響が見られず、Gill & Cerce (2017)と同様の結果であった。非難感情や悪意のある処罰動機づけを低下させる(と想定される)生い立ち情報が付与されても、支援的な対応への支持まで低下するわけではないという点はGill & Cerce (2017)と整合していた。

そして、社会的距離にはどの研究でも生い立ち情報による有意な影響が見られなかった。すなわち、非難感情の低下が見られた研究であっても社会的距離の縮小は確認されず、非難感情と受容的態度は必ずしも対応していなかった。周囲を侮辱したといった事実がある状況では、生い立ちを知って非難感情などに変化が見られたとしても、関わることへのリスクの懸念まで払拭できるとは限らないということである。

研究 2a では虐待以外の背景からも検討したが、全体的な傾向としては、虐待と過保護は似たパターンを呈した。それに対し、生物学的要因ではどの変数にも他の条件より大きな影響が見られ、社会的距離の有意な縮小も見られた点で特徴的であった。行動の制御自体が困難であることを強調する生物学的要因の説明は、生い立ちに起因する(つまり行動は制御できるとみなされる)虐待や過保護に比べて、態度を変容させる程度が大きい可能性がある。ただし、生物学的要因条件でも、効果量から見れば、非難感情を下げる効果に比べて社会的距離を縮める効果は小さく、関わることには一定の障壁があるようである。

これらの結果は、逸脱的行為者の社会的受容を目指す実践に対して次のような示唆を与えている。まず、背景の理解を促進する介入が、非難感情や悪意のある処罰動機づけを常に低下させると過大に期待はできず、さらには関わることへの許容度を高める可能性はより小さいということである。理解の促進が持っている役割は、逸脱的行為者への多面的な視点を提示し、支援的な対応を検討する余地を残すことにあり、ネガティブな態度の変容や関わりの受容に直結するわけではない、と切り分けて整理する必要がある。そして、このような心理的な介入には限界がある以上、受容のための現実的な条件として、相談窓口やトラブル調整機関といった制度的な安全性の充実と周知が求められる。

## 【結論】

本研究は、Gill & Cerce (2017)を基盤として、逸脱的行為者の生い立ち情報を提示することで非難感情が緩和され、それが社会的受容につながるのかという点を検討した。実験の結果、非難感情は頑健には緩和されず、Gill & Cerce (2017)が一貫して再現されたわけではなかった。社会的距離は生い立ち情報による縮小が確認されず、背景の理解が関わりの受容までもたらすとは限らなかった。

これらの知見は、逸脱的行為者の社会的受容をめぐる議論に対して、理解の促進という心理的介入が持つ限界を示しており、制度的な介入の必要性を浮き彫りにしている。本研究は、社会的受容を目指すにあたって、前提条件として何が求められるかを考えるための知見を提供するものである。(社会心理学)